【座間市のお知らせ】 No.975
平成27年（2015年） 4.1

◆平成27年（2015年）4月1日発行
◆座間市市民部広報広聴人権課編集

市の人口●128,948人（＋30人）
市の世帯数●55,707世帯（＋18世帯）
平成27年3月1日現在（ ）は2月との増減

相模川沿いを彩るサクラ
※写真は昨年のものです。

目　次

対戦相手は秋田県大仙市！

5月27日チャレンジデー

Let's Try! 健康なまちZAMA～15分への挑戦～

住民総参加型イベント「チャレンジデー」の相手が3月21日に友好交流都市協定を締結した「秋田県大仙市」に決まりました。

チャレンジデーでは、午前0時～午後9時に15分継続して運動を行った住民の参加率を大仙市と競います。チャレンジデーへはスポーツ・運動はもとより、通勤・通学のための歩行、犬の散歩、買い物など誰でも気軽に参加できます。

市では、開催日に合わせてスカイアリーナ座間（市民体育館）でイベントを行い人口の50パーセント（約6万5千人）の参加を目指します。力を合わせて5月27日を健康づくりのための一日にしましょう！

担当　スポーツ課　☎046（252）8177　FAX046（255）3550

ウオーキング　犬の散歩　ボール遊び　趣味のスポーツ　サイクリング　ダンス　水泳

開催日時
5月27日（水）
午前0時～
午後9時

参加条件
市内であれば
どこでも
どなたでも

参加内容
15分以上
継続した
運動

目　標
市の人口の
50パーセント
（約6万5千人）

参加（エントリー）方法

個人または団体で15分間以上続けて体を動かした場合は、個人名または代表者名・運動した内容・実施場所・参加人数を**当日**、電話・ファクス・電子メール・回収箱で報告してください。また、市ホームページからも電子申請できます。市やスポーツ団体などが主催するスポーツイベントに参加する場合は、主催者がとりまとめて報告します。

エントリーは一人1回までとなっていますのでご注意ください。

詳細は、4月下旬までに市内公共施設で配布するチラシ（エントリー用紙）をご覧ください。

問い合わせ先　市チャレンジデー実行委員会事務局（スポーツ課内）
☎046（252）8177　FAX046（255）3550

対戦自治体

秋田県大仙市

秋田県大仙市は、秋田県の南東部に位置する市です。

今回の対戦自治体決定を受けて、市と大仙市は、お互いに切磋琢磨（せっさたくま）して健康づくりを進めていくことを目的にチャレンジデーに挑みます。

大仙市は3回目となるチャレンジデーへの挑戦で、過去の成績は0勝2敗（最高住民参加率47.1パーセント）です。

	人口	世帯数
大仙市	86,546人	31,173世帯
座間市	128,918人	55,689世帯

※大仙市は1月31日、座間市は2月1日現在。

希望者への「広報ざま」の戸別配布を実施中
※新聞を購読されている方には、新聞に折り込まれます。

○新規のお申し込み　申込専用電話　☎046（252）8684（広報広聴人権課）
○届かない場合　（株）神奈川新聞総合サービス　0120（111）429（無料）

～在宅の障がい者の皆さんへ～ 各種助成制度の申請受付を開始

Ⅰ 身体・知的障がい者、指定難病罹患者の皆さん

◆福祉タクシー利用券または自動車燃料費助成券

○**対　象**　座間市に住民登録がある次のいずれかに該当する在宅の方
・身体障がい者（視覚障がい者または肢体不自由で上肢２級のみを除く身体障害者手帳１・２級または内部障害の身体障害者手帳１級）
・知的障がい者（療育手帳A１・A２または知能指数35以下）
・指定難病罹患者または小児慢性特定疾病罹患者

○**内　容**　**下表**の①②のいずれか
※②は、対象者の日常生活のために家族が運転する場合も助成します。

○**申請方法**　本人または代理人が、身体障害者手帳・療育手帳・特定医療費（指定難病）医療受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかと印を持って直接担当へ
※②を希望する方は運転免許証および自動車検査証も持参。

◆理髪券・美容券助成

○**対　象**　座間市に住民登録があり、「身体障害者手帳１・２級の身体障がい」および「療育手帳A１・A２または知能指数35以下の知的障がい」のある次のいずれかに該当する在宅の方
（A）65歳未満で障がいによる寝たきりの方
（B）平成26年度（平成25年分）の市民税非課税世帯の方

○**内　容**　（A）出張券（5,700円×４枚）（B）助成券（２千円×６枚）

○**申請方法**　５月29日（金）までに、本人または代理人が身体障害者手帳または療育手帳、印を持って直接担当へ

Ⅱ 精神障がい者の皆さん

◆福祉タクシー利用券、自動車燃料費助成券またはバス回数券

○**対　象**　座間市に住民登録があり、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証（精神通院）を持つ在宅の方

○**内　容**　▽精神障害者保健福祉手帳１級＝**下表**の①～③のいずれか、▽精神障害者保健福祉手帳２・３級＝**下表**の①③のいずれか
※②は対象者の日常生活のために家族が運転する場合に限ります。

○**申込方法**　本人または代理人が精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院）、印を持って直接担当へ
※②を希望する方は運転免許証および自動車検査証も持参。

	助成内容	交付枚数
①	福祉タクシー利用券	申請月から平成28年３月までの月数×（500円券１枚+100円券５枚）
②	自動車燃料費助成券	申請月から平成28年３月までの月数×千円券１枚
③	バス回数券	申請月から平成28年３月までの月数×１冊（千円分）

※ⅠとⅡの両方で**上表**①②の対象者はいずれか一つの助成になります。
※交付枚数の範囲内であれば利用枚数の制限はありません。

担当　障がい福祉課　☎046（252）7978　FAX 046（252）7043

心身障害者手当の申請受付を開始

○**対　象**　４月１日現在、１年以上市内在住で施設に入所していない65歳未満（昭和25年４月２日以降に生まれた方）で次の条件に当てはまる方
・身体障害者手帳１級または２級、療育手帳A１またはA２、精神障害者保健福祉手帳１級のいずれかを取得
・本人を含む同一住民票の方全員が当該年度市民税非課税であり、生活保護を受けていない（所得要件）
・神奈川県在宅重度障害者等手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当のいずれも受給していない

○**手当額**　年額１万５千円

○**申請方法**　７月31日（金）までに本人または代理人が各種障害者手帳、印、預金通帳を持って直接担当へ
※所得要件については、平成27年度分（平成26年１月１日～12月31日分）で判定しますので、本人および同一住民票の方全員の申告が必要です。

担当　障がい福祉課　☎046（252）7978　FAX 046（252）7043

ご存知ですか？ ひとり親家庭や障がい児のための手当

市では、ひとり親家庭には児童扶養手当を、障がい児のためには特別児童扶養手当を支給しています。いずれも支給要件と所得制限があります。申請する際には事前相談をお願いしていますので、午前８時30分～11時、午後１時～４時に市役所２階子育て支援課へお越しください。

【児童扶養手当】

○**対　象**　離婚や死亡、遺棄などによって父または母と生計を同じくしていない18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭など
※これまで公的年金などを受給できる場合は児童扶養手当を受給できませんでしたが、制度改正により、公的年金などの受給額が手当の受給額よりも低額となる場合、差額の受給が可能になりました。対象となる方はご相談ください。

ご注意ください！

住所に変更があったとき、同居の家族構成に変更があったときなどは届け出が必要になります。届け出がない場合は手当の支給が差し止めとなることがあります。

【特別児童扶養手当】

○**対　象**　知的障がいまたは身体障がいの状態にある児童を養育している父母など

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額が変更

平成27年４月分以降の支給額が次の通り変更されます。
○**児童扶養手当**　42,000円～9,910円
○**特別児童扶養手当**　（１級）51,100円、（２級）34,030円
※８月に振り込まれる手当（４月～７月分）から支給金額の変更があります。

担当　子育て支援課　☎046（252）7201　FAX 046（252）7043

市の財源とするため、「広報ざま」は広告を掲載しています。

このスペースに 広告を掲載しませんか？

○掲載申込は広告代理店経由になります。
○内容は「広報ざま広告掲載取扱要領」を遵守していただきます。
○空き枠の状況などお問い合わせは担当へご連絡ください。

担当　広報広聴人権課　☎046（252）8321　FAX 046（252）0220

座間市24時間健康電話相談
☎0120(867)860（通話料無料）
※つながらない場合は☎03(5524)8500へ、
聴覚障がい者は専用ファクスFAX03(3562)8435へ
（通話・通信料発信者負担）。
担当　医療課　☎046(252)7295　FAX046(252)7043

担当　健康づくり課　☎046(252)7225　FAX046(255)3550

BCG 接種

とき＝①４月６日（月）②15日（水）午後１時15分～２時15分受け付け（時間厳守）　**ところ**＝市民健康センター　**対象**＝①平成26年９月生まれ②平成26年10月生まれ（①②の対象者には個人通知）
※対象月に受けられなかった１歳未満児はどちらの日程でも受診できます。

育児相談

とき＝４月３日（金）午前９時30分～10時30分　**ところ**＝東地区文化センター　**内容**＝身体測定と食事・発育状態・育児の相談　**持ち物**＝母子健康手帳　**参加方法**＝直接会場へ

もぐもぐ教室

とき＝４月２日（木）午前９時15分～９時45分受け付け（教室は午前11時30分ぐらいまで）　**ところ**＝市民健康センター　**内容**＝離乳食のすすめ方、子どもの発達について　**対象**＝おおむね生後７～８カ月児（離乳食が２回食の赤ちゃん）とその保護者　**定員**＝30人（申込順）　**持ち物**＝母子健康手帳、ティースプーン、抱っこひもなど　**申込方法**＝電話予約

４カ月児健康診査

とき＝４月21日（火）午後１時～２時　**ところ**＝市民健康センター　**対象**＝平成26年12月生まれ

８～10カ月児健康診査

市では、指定医療機関を定め、無料で健康診査を実施しています。対象者には個人通知をしますので、あらかじめ医療機関に電話連絡の上、母子健康手帳を持参し受診してください。

１歳６カ月児健康診査

◆内科　**とき**＝対象者に通知　**ところ**＝指定医療機関　**対象**＝平成25年９月生まれ
◆歯科　**とき**＝４月８日・15日いずれも水曜日午前９時30分～10時30分　**ところ**＝市民健康センター　**対象**＝平成25年８月生まれ

２歳児歯科健康診査

とき＝４月22日（水）午後１時～２時受け付け　**ところ**＝市民健康センター　**内容**＝歯科健診、予防処置（希望者のみで有料）、育児相談など　**対象**＝平成25年３月生まれ　**持ち物**＝母子健康手帳、歯ブラシ　**参加方法**＝直接会場へ

３歳６カ月児健康診査

とき＝４月14日（火）午後１時～２時　**ところ**＝市民健康センター　**対象**＝平成23年10月生まれ　**持ち物**＝母子健康手帳

健康相談

とき＝４月20日（月）午前９時30分～10時30分受け付け　**ところ**＝市民健康センター　**内容**＝身体測定、尿検査、血圧測定、体脂肪測定と相談、禁煙相談（対象は１カ月以内に禁煙を始めたい方。要予約）　**持ち物**＝健康手帳　**参加方法**＝直接会場へ

個別健康相談

とき＝随時　**ところ**＝市民健康センター　**内容**＝食事療法や健康全般について栄養士・保健師への相談　**持ち物**＝健康手帳（お持ちでない方には当日発行）　**申込方法**＝電話予約

障がい者スポーツ教室

市内在住の身体・知的・精神障がい者を対象に、スカイアリーナ座間（市民体育館）で卓球、バドミントン、風船バレーボールなどを行っています。
○**とき**　５月20日・６月24日・８月26日・９月30日・10月28日・11月25日　平成28年１月27日・２月24日・３月30日いずれも水曜日午後１時～３時
○**ところ**　スカイアリーナ座間（市民体育館）
○**服装**　運動に適したもの
○**持ち物**　体育館履き
○**申込方法**　電話、ファクスまたは直接担当へ
※傷害保険に加入していますが、保険会社の免責事項に該当する場合や保険の支払額を超える場合は、自己負担になります。
※送迎や身体介護はありません。
担当　障がい福祉課
☎046(252)7978　FAX046(252)7043

救急診療　担当　医療課　☎046(252)7295　FAX046(252)7043

◆休日（日曜日・祝日）昼間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内科・外科	☎046(252)9090	休日急患センター（市民健康センター１階）	午前９時～11時45分、午後２時～４時45分
歯　科	☎046(252)8217	休日急患センター（市民健康センター１階）	午前９時～11時45分、午後２時～４時30分
耳鼻咽喉科	☎042(756)9000	相模原南メディカルセンター（相模原市相模大野）	午前９時～11時30分、午後１時30分～4時30分
婦人科・眼科	消防テレホンサービス☎046(251)0119でご確認ください。		午前９時～正午、午後２時～５時（診療時間）
小児科（外科系を除く）	☎046(255)9933	休日急患センター（市民健康センター１階）	午前９時～11時45分、午後２時～４時45分

◆夜　間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内　科	☎046(252)9090	休日急患センター（市民健康センター１階）	月曜～金曜日：午後７時～９時45分 土曜・日曜日、祝・休日：午後６時～９時45分
外　科	消防テレホンサービス☎046(251)0119でご確認ください。		午後６時～10時（診療時間）
小児科（外科系を除く）	☎046(255)9933	休日急患センター（市民健康センター１階）	月曜～金曜日：午後７時～９時45分 土曜・日曜日、祝・休日：午後６時～９時45分

◆深　夜

診療科目	診療場所	受付時間
内科・外科	消防テレホンサービス☎046(251)0119でご確認ください。	午後10時～翌日午前８時
小児科（外科系を除く）	小児救急情報センター☎046(255)9933でご確認ください。	午後10時～翌日午前７時（重病の場合は午前８時）

※聴覚障がいのある方の問い合わせ先　FAX046(256)2215（緊急時はFAX119）
※救急診療は、急病で困ったときにご利用ください。
※基本的に救急診療は応急処置を行いますので、後日かかりつけの病院などで必ず診察を受けてください。
※電話をかける場合は電話番号をお確かめの上、お間違えのないようご注意ください。

座間市で働く意思のある看護師などの奨学生募集!!

担当　医療課
☎046(252)7295　FAX046(252)7043

市では、看護学生向けに、看護師等奨学金貸付制度を行っています。卒業後、市で看護職を相当期間続けると、償還が免除になる奨学金制度ですので、市で働く意思のある方のご応募をお待ちしています。詳細は担当へお問い合わせください。
○**募集期間**　４月１日（水）～30日（木）
○**募集人数**　５人
○**貸付条件**　市内在住で看護師などの養成施設に在学しており、卒業後、市内において看護職に従事する意思があることなど
○**貸付額**　授業料相当額（上限は月額３万円）
○**貸付期間**　貸し付けの申請をした月から在学養成施設を卒業するまでの期間
○**償還免除条件**　文部科学大臣、厚生労働大臣または都道府県知事が指定した養成施設を卒業した翌月から、奨学金の貸し付けを受けていた期間と同等の期間継続して市内の医療機関で看護職に従事すること（該当しない場合は、奨学金の償還義務あり）
○**選考**　書類の審査・５月９日（土）の面接
○**提出書類**　座間市看護師等奨学金貸付申請書、申請者の住民票の写し（申請者が未成年の場合は、法定代理人の住民票の写し）、連帯保証人（２人）の住民票の写しおよび所得証明書（１年度分）、入学証明書または在学証明書、授業料を証明する書類、履歴書（写真貼付）
○**提出方法**　募集期間内に書留で〒252-8566座間市役所医療課宛てに郵送（必着）または直接担当へ
※申し込みの際に提出された書類は、お返しできません。

市税などの納付は便利で安全な口座振替のご利用を！

市では、市税などの納付に、便利で安全な口座振替をお勧めしています。口座振替を利用すれば、納め忘れることや現金を持って市役所や金融機関などに行く必要がありません。口座振替が利用できるものは、**左表**の通りです。詳しくは、各担当にお問い合わせください。

口座振替の申込方法

左記の取扱金融機関に預(貯)金通帳と通帳印を持参の上、窓口備え付けの「座間市口座振替申込用紙」に必要事項を記入し、お申し込みください。開始の目安としては、毎月10日までに申し込みをすれば、翌月の納期限から振替開始となります。翌々月以降の開始を希望する場合は、申込用紙「振替開始納期限」の欄に希望納期限を記入してください。

※市外の取扱金融機関には、申込用紙が備え付けてありません。事前に各担当または各出張所に申込用紙を請求してください。

振替種目と振替日一覧

振替種目＼振替日	4月末日	5月末日	6月末日	7月末日	8月末日	9月末日	10月末日	11月末日	12月25日	1月末日	2月末日	3月末日
	下記振替日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日											
固定資産税・都市計画税		1期		2期		3期		4期				
市・県民税(普通徴収)			1期		2期		3期		4期			
軽自動車税		全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
市営住宅使用料	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月(注)	1月	2月	3月
介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
児童ホーム保護者負担金(児童ホーム保育料)	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期(注)	10期	11期	12期
保育所保護者負担金(保育園保育料)	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期(注)	10期	11期	12期
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期(注)	7期	8期	9期

(注)市営住宅使用料の12月分、児童ホーム保護者負担金・保育所保護者負担金9期分および後期高齢者医療保険料の6期分の納期限は、取扱金融機関の1月最初の営業日です。

取扱金融機関

・横浜銀行・みずほ銀行・三菱東京UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・埼玉りそな銀行・静岡銀行・スルガ銀行・三菱UFJ信託銀行・三井住友信託銀行・神奈川銀行・静岡中央銀行・八千代銀行・横浜信用金庫・平塚信用金庫・城南信用金庫・さがみ農業協同組合・中央労働金庫・ゆうちょ銀行・郵便局

担当

固定資産税・都市計画税、市・県民税、軽自動車税について　収納課　☎046(252)8021　FAX046(255)3550
国民健康保険税について　国保年金課　☎046(252)7003　FAX046(252)7043
市営住宅使用料について　建築住宅課　☎046(252)7032　FAX046(255)3550
介護保険料について　介護保険課　☎046(252)7719　FAX046(252)8238
児童ホーム保護者負担金について　子育て支援課　☎046(252)7969　FAX046(252)7043
保育所保護者負担金について　保育課　☎046(252)7202　FAX046(252)7043
後期高齢者医療保険料について　医療課　☎046(252)7213　FAX046(252)7043

平成27年度固定資産の評価替え

固定資産税は、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます。)の所有者に、その固定資産の価格(評価額)をもとに算定した税額を市に納めていただく税金です。

平成27年度は、土地と家屋について、3年ごとに評価を見直しする評価替えの年度です。土地・家屋の評価替えについてお知らせします。

なお、平成27年度の納税通知書の発送日は、5月1日(金)を予定です。今回の評価替えにより税額が前年と変わっている可能性がありますので、ご確認ください。

担当　固定資産税課
土地について　☎046(252)8043　FAX046(255)3550
家屋について　☎046(252)8047　FAX046(255)3550

◇土地の評価替え

平成27年度の土地(宅地)の評価替えでは、平成26年1月1日を価格調査基準日として、地価公示価格などの7割をめどに評価額の基礎となる路線価などを見直し、評価の均衡化と適正化を図りました。

前回(平成24年度)の評価替え以降、東京都が平成32年のオリンピック・パラリンピック開催地に決定されたことを受け、一部地域を除く東京都近郊では地価が下落から上昇に転じました。

市内でも価格調査基準日時点の地価公示価格は、下げ止まりまたは上昇しました。今回の評価替えは、この地価の上昇を評価額に反映させた見直しを行いました。

◇家屋の評価替え

在来分家屋(既に評価されている家屋)の評価替えは、「再建築価格方式」によって行います。

「再建築価格方式」とは、評価替えの対象となった家屋と同一のものをその場所に新築するとした場合の建築費(再建築価格)を求め、家屋の経過年数に応じた減点補正などを行い評価額を求める方法です。

平成27年度の評価替えのための再建築価格は、前回(平成24年度)の再建築価格に建築物の変動割合を乗じて算出します。計算の結果、評価額が平成26年度の評価額を上回る場合には、原則として平成26年度の評価額に据え置かれます。

軽自動車税の税額が変更

担当　市民税課　☎046(252)8004　FAX046(255)3550

軽自動車税は毎年4月1日(賦課期日)現在、軽自動車などを所有している人に課税され、毎年5月上旬に納税通知書を発送しています。

平成26年度の税制改正により、車体課税の見直しがされ軽自動車税の税額変更が行われました。税額は**下表**の通りです。3輪・4輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以降に初めて車両番号(ナンバー)の指定を受けた車両に対して新税額を適用します。

【例】

・平成27年4月1日に初めて車両番号(ナンバー)の指定を受けた車両→平成27年度から新税額で課税

・平成27年3月31日以前から車両番号(ナンバー)のついている車両→平成27年度は現行税額で課税

車種区分			税額 現行税額	新税額
3輪			3,100円	3,900円
4輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円
		自家用	7,200円	10,800円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円

高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画を策定

担当
高齢者保健福祉計画について　福祉長寿課
☎046(252)7127　FAX046(256)3600
第6期介護保険事業計画について　介護保険課
☎046(252)7719　FAX046(252)8238

この計画は、3年ごとに見直しをしており、今計画の対象期間は平成27～29年度です。

団塊の世代が75歳以上になる平成37年を見据え、全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができる社会基盤の整備(地域包括ケアシステムの構築)が必要です(**イメージ図**参照)。今回の計画では、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターの増設や緊急通報システムの利用対象者の拡大など、市の取組を項目ごとにまとめています。

【法改正について】

平成27年4月1日付けで介護保険法と関係省令が改正されます。これにより、要支援1または2の認定を受けた方が利用する介護保険サービスの内、訪問介護サービスおよび通所介護サービスを保険給付外の地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業」で実施することになります。

第6期介護保険事業計画では、新体制の整備に時間を要する見込みであることから、平成29年4月に移行予定としています。「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行までの間、要支援認定を受けた方は、引き続き介護保険給付のサービスを利用することができます。

地域包括ケアシステムのイメージ
医療　病院・かかりつけ医など
介護　介護サービス事業所
住まい　自宅やサービス付き高齢者住宅などで暮らす高齢者
通院・入所
通所・入所
参加・利用
地域包括支援センター ケアマネージャー 高齢者を総合的に支援
生活支援・介護予防　老人クラブ・自治会・ボランティア・NPOなど

たばこによる火災を防ぎましょう！

担当　消防本部予防課　☎046(256)2187　FAX046(256)3225

昨年の市内の火災は23件でした。たばこを出火原因とする火災は市内で発生しませんでしたが、全国的には毎年、放火（疑いを含む）とともに出火原因の上位を占めています。

たばこの火は小さいですが、周囲の状況や管理の仕方によって大きな火災に発展する恐れがあります。そこで、喫煙者のマナーの認識が重要です。

たばこによる出火は、吸っていなければ起こることはありません。喫煙者一人一人のマナーによって無くすことができます。また、ポイ捨てなどは町の美化にも悪影響を与えます。喫煙者は心構えを持ち、火災予防に努めましょう。

たばこによる火災を防ぐためのポイント

1. 必ず決められた喫煙場所でたばこを吸う。
2. 寝たばこをしない。
3. 火気厳禁の場所でたばこを吸わない。
4. たばこを吸うときは灰皿のある場所か携帯用灰皿を使用し、ポイ捨てをしない。
5. 灰皿のたばこを定期的に捨てる。たばこは火を消したつもりでも、火が残っていることがありますので、灰皿に水を張っておくことを習慣づける。

消防協力者に感謝状を贈呈

担当　消防総務課　☎046(256)2212　FAX046(256)2215

市消防本部では、災害現場などでの功労者や消防協力者に対してその行動をたたえ、感謝状を贈呈しています。

今回感謝状を受けた方は、市内で発生した災害現場で、人命救助や消火活動を行いました。

その功績に対し、3月10日に市役所で行われた贈呈式では、市長から次の方に対して感謝状が贈られました。（敬称略）

「人命救助協力者」
矢部　光雄（新田宿）

「人命救助協力団体」
有限会社　山口建材（清川村煤ケ谷）

「消火協力団体」
読売センターさがみ野（さがみ野）

感謝状を受けた皆さん、消防功労審査会の鈴木会長（左から4人目）、市長

20歳になったら国民年金

担当　国保年金課　☎046(252)7035　FAX046(252)7043

国内に居住する20歳以上60歳未満の全ての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることになります。保険料を納めることで次のような年金を受給することができます。

・老後を支える「**老齢年金**」
・病気やけがで障がいの状態になった場合の「**障害年金**」
・加入者が亡くなった場合の、子や配偶者を対象とした「**遺族年金**」

【国民年金保険料の金額（平成27年度）】

第1号被保険者の場合
月額1万5590円

※外国籍の方は、日本年金機構からの20歳到達による案内通知が2～3カ月程遅れて送付されます。加入や支払いに関する相談は問い合わせ先へご連絡ください。

保険料の支払いが困難な場合は

学生納付特例制度、若年者納付猶予制度などの猶予制度があります。猶予制度を利用することで、未納を防ぎ年金の受給要件を満たすことができます。支払いが困難な場合は年金事務所または担当へご相談ください。

学生納付特例制度とは

大学、短大、専修学校および各種学校、その他の教育施設などの在学期間中に国民年金保険料の支払いが猶予される制度です。

○対　象　20歳以上の学生で、本人の前年所得が118万円以下の方

○手続に必要なもの　年金手帳（お持ちの方）、新年度有効の学生証（コピー可）または在学証明書、印（本人が書類に署名する場合は不要）

若年者納付猶予制度とは

30歳未満で学生以外の方に限り国民年金保険料の支払いが猶予される制度です。

○対　象　「申請者本人」「申請者の配偶者」のそれぞれの前年所得が57万円以下の方、失業・倒産・事業の廃止・天災などに遭われた方でその証明をできる方、障がい者または寡婦であって、前年所得が125万円以下の方など

申請方法

20歳到達日以降に、年金事務所および市役所に備え付けの申請書に必要事項を記入し、年金事務所または担当へ提出してください（郵送可）。

※申請書は20歳到達時に日本年金機構から送られる書類の中にも入っています。

猶予された保険料の追納

追納とは、将来受け取る年金額が少なくならないようにするために、10年以内の保険料をさかのぼって納付できる制度です。

※猶予が承認された期間から3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じて一定の加算額が加わります。

○問い合わせ先　ねんきんダイヤル　☎0570(05)1165（IP電話、PHSからは☎03(6700)1165へ）

厚木年金事務所国民年金課（〒243-8688厚木市栄町1-10-3）☎046(223)7171（代表）

公共下水道区域が広がります
～公共下水道への接続をお早めに！

担当　下水道課
公共下水道について　☎046(252)8587　FAX046(257)4155
助成・貸付制度について　☎046(252)8541　FAX046(257)4155

公共下水道は、河川などの水質を保全し、周辺環境の改善に大きな役割を果たしています。この機能を十分に生かすためには、各世帯の接続が欠かせません。

4月1日（水）から、公共下水道に接続できる区域が広がります。

○新たな供用開始区域　緑ケ丘六丁目、明王、広野台一丁目、小松原一丁目、相武台一丁目および二丁目のそれぞれ一部

※詳細は、担当へお問い合わせください。

接続は市民の義務です

下水道法では、公共下水道の供用が開始された場合には、遅滞なくその土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならないと定めています。

未接続世帯の方は、お早めに公共下水道に接続するようお願いします。

工事は必ず指定工事店で

公共下水道が利用できるようになった区域の方は、くみ取り便所は3年以内に、浄化槽の場合には遅滞なく排水設備工事をしなければならないと下水道法で定められています。この工事は自費で、市指定の工事店でないと施工できませんので、ご注意ください。

助成・貸付制度のご利用を

市では、助成制度と貸付制度を設けています。

○対　象　公共下水道が利用できるようになった日から3年以内に工事する方

【助成制度】

・**くみ取り便所の改造工事**　くみ取り口1カ所につき1万円
・**家屋が2戸以上ある私道内に、排水設備を設置する工事**　工事費の3分の2以内の額

【貸付制度】

・**住宅を公共下水道に接続するための排水設備工事費**　限度額50万円（無利子）

※貸付制度取扱金融機関については、担当へお問い合わせください。

お役立ち情報満載！

ざまインフォメーション

4						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

お問い合わせやお申し込みは開館日時をご確認の上、ご連絡ください。市役所は原則として祝・休日や年末年始を除く月曜～金曜日の午前８時30分～午後５時15分にお願いします。なお、ファクスでお申し込みの場合は、「件名」、「連絡先」など必要事項を明記して下さるようお願いします。

市民リポーターになって あなたの視点で見た「座間」を 記事にしてみませんか？

市内の出来事や風景を記事にして「広報ざま」で紹介してみませんか。あなたの視点で見た“座間の魅力”をリポートする市民リポーターを、次の通り募集します。

募集人数＝３人　**応募資格**＝20歳以上の市内在住者　**業務内容**＝「広報ざま」作成のための取材活動や写真撮影、原稿作成など　**委嘱期間**＝５月１日～平成28年３月31日（掲載は一人につき年３回程度）　**謝礼**＝年額１万円　**選考方法**＝書類審査、面接　**応募方法**＝必要事項を記入した市販の履歴書（写真貼付）、「私の好きな座間」をテーマにした写真１枚（組写真は３枚まで。カラープリントでLサイズ）と説明文（200～300字程度）を、４月10日（金）までに本人が担当に持参

担当　広報広聴人権課
☎046(252)8321　FAX046(252)0220

新入学児童・園児を 交通事故から守る運動

とき＝４月６日（月）～12日（日）
スローガン＝「安全は　心と時間のゆとりから」「新入学児童・園児を交通事故から守ろう」　**重点項目**＝「新入学児童・園児の交通事故防止」「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」

また、４月10日は「シートベルトの日」です。シートベルト着用の必要性と効果を認識し、正しい着用を習慣づけましょう。
○子どもを同乗させるときは、体格に合ったチャイルドシートを正しく着用する習慣をつけましょう。○妊娠中であっても、母体と胎児を守るため必ず医師に確認したうえ、適切にシートベルトを着用するようにしましょう。○同乗者がシートベルトを着用しないと安全性が高まらないことを理解し合いましょう。

担当　市交通安全対策協議会（安全防災課内）
☎046(252)8158　FAX046(252)7773

発達相談

乳幼児期（４カ月健診後～１歳６カ月）の運動発達面での心配について、理学療法士が相談に応じます。
とき＝４月３日・５月１日いずれも金曜日午前９時～正午　**ところ**＝市民健康センター　**申込方法**＝電話で担当へ

担当　障がい福祉課
☎046(252)7132　FAX046(252)7043

生活困窮者の自立支援制度が開始

働きたくても働けない、住む所がないなど、生活全般にわたる困りごとの相談窓口を設置しました。お困りの方は、担当へ相談してください。また、周りでお困りの方がいたら、その方にもお知らせください。詳しくは、担当へお問い合わせください。

担当　生活援護課
☎046(252)7125　FAX046(252)7043

教育委員会４月定例会

とき＝４月８日（水）午後１時30分～　**ところ**＝市役所５階教育委員会室※傍聴や議題について詳しくは、担当にご確認ください。

担当　教育総務課
☎046(252)8347　FAX046(252)4311

移動図書館ひまわり号の 巡回場所を変更

４月８日（水）から、移動図書館車である「ひまわり号」の巡回場所を今までのＮＴＴ栗原社宅から東原コミュニティセンター南側の東原第３公園に変更します。市内在住・在学・在勤者と県央地域の在住者は利用できますのでご活用ください。

担当　図書館
☎046(255)1211　FAX046(252)5704

移動図書館ひまわり号巡回日程

▼ひばりが丘南児童館＝11日・25日午後２時30分～３時30分▼東原第３公園＝８日・22日午前10時30分～11時30分▼東原共同住宅８号棟前＝９日・23日午前10時30分～11時30分▼カーサ相模台Ｈ号棟前＝10日・24日午前10時30分～11時30分▼小松原１丁目児童遊園地＝２日・16日・30日午前10時30分～11時30分▼東原小学校＝17日午後２時55分～３時45分▼相模野小学校＝15日午後２時55分～３時30分▼入谷小学校＝９日・23日午後２時50分～３時40分▼栗原小学校＝10日・24日午後２時45分～３時35分▼中原小学校＝16日午後２時45分～３時35分

担当　図書館
☎046(255)1211　FAX046(252)5704

危険物取扱者試験受験準備講習会

とき＝５月10日（日）午前９時15分～午後５時　**ところ**＝サニープレイス座間（総合福祉センター）３階多目的ホール　**対象**＝乙種４類および丙種受験者　**定員**＝50人（申込順）　**受講料**＝9,400円（テキスト代含む、申込時に納付）　**申込方法**＝担当および東・北分署に備え付けの申請書に必要事項を記入し、４月８日(水)から５月８日（金）までの午前８時30分～午後５時に直接担当に持参(土曜・日曜日、祝・休日を除く)

担当　消防本部予防課
☎046(256)2187　FAX046(256)3225

平成27年度 第１回危険物取扱者試験

とき＝５月24日（日）　**ところ**＝神奈川大学（横浜キャンパス）　**試験の種類**＝甲種、乙種全類、丙種　**受験資格**＝乙種、丙種は制限なし　**申込方法**＝担当および東・北分署に備え付けの申請書に必要事項を記入し、４月６日（月）から20日（月）までに、申請書に記載されている宛先へ郵送※電子申請をされる方は、４月６日（月）から17日（金）まで。

担当　消防本部予防課
☎046(256)2187　FAX046(256)3225

ざま市民朝市

とき＝４月12日・26日いずれも日曜日午前７時～売り切れ次第終了。雨天決行　**ところ**＝市役所ふれあい広場（雨天時は市役所１階アトリウム）
販売品＝地場産野菜、農産物加工品、肉、花き、市特産品など　**持ち物**＝買い物袋

担当　農政課
☎046(252)7601　FAX046(255)3550

♪今月のロビーコンサート♪ 「テノールの名曲大集合」

とき＝４月15日（水）午後０時30分～０時50分　**ところ**＝市役所１階市民サロン　**曲目**＝カンツォーネメドレー、少年時代（井上陽水）他　**演奏者**＝テノール　富澤祥行さん　ピアノ　鳥越礼さん

担当　生涯学習課
☎046(252)8476　FAX046(252)4311

目指せ！骨☆元気

とき＝４月27日（月）①午前９時40分②午前10時③午前10時20分④午前10時40分　**ところ**＝市民健康センター　**内容**＝骨密度測定、測定後の結果説明、生活・栄養の話※素足で測定しますので、脱ぎやすい靴下でご参加ください。※足が冷えていると測定できない場合があるので、あらかじめご了承ください。　**対象**＝20歳以上で、ここ１年間で一度も骨密度を測ったことのない方（骨に関し医療機関を受診中（内服中）の方を除く）　**定員**＝各13人（申込順、時間指定不可）　**参加費**＝300円（資料代）　**持ち物**＝筆記用具、健康手帳（お持ちでない方には、当日発行）
申込方法＝４月10日(金)～23日(木)に電話または直接担当へ

担当　健康づくり課
☎046(252)7225　FAX046(255)3550

市公民館
☎046(255)3131　FAX046(252)2776

◆公民館おもちゃ病院

とき＝４月18日（土）午前10時～正午（受け付けは午前11時30分まで）
内容＝壊れたおもちゃの修理（修理できない物もあります）　**対象**＝小学生以下（保護者同伴）　**定員**＝20組（先着順）　**費用**＝無料（部品代など一部実費負担）　**参加方法**＝当日直接同館へ

◆おはなし会

とき＝毎週水曜日①午前10時30分～11時②午前11時～11時30分③午後３時30分～４時　**内容**＝「おはなしぐるーぷ　さくらんぼ」による絵本の読み聞かせ、手遊び※①②ちいさなちいさなおはなし会（赤ちゃんから３・４歳くらいまでの子と親）③子どもおはなし会（幼児から小学生まで）。
入場＝自由

◆わらべうた

とき＝毎月第３水曜日午前10時30分～10時50分　**内容**＝「わらべうたサークルこんぺいとう」によるわらべうたなど　**入場**＝自由

◆子育てサロン～ばぶちゃん&ちょろちゃんRoom（０才～未就園児向け）

とき＝毎月第１・第３金曜日午前10時～正午　**内容**＝子育てサークル「アクティヴ・ママ」による、乳幼児を抱えるママと子どもが気軽に集えて「情報交換・お茶・おしゃべり」ができる場　**入場**＝自由

◆子育てサロン～ばぶちゃんRoom（０才～よちよち歩きの子向け）

とき＝毎月第２金曜日　**内容**＝子育てサークル「アクティヴ・ママ」による、乳幼児を抱えるママと子どもが気軽に集えて「情報交換・お茶・おしゃべり」ができる場　**入場**＝自由

◆子育てサロン～ツインズRoom

とき＝毎月第２水曜日午前10時～午後１時　**内容**＝子育てサークル「アクティヴ・ツインズ」による子育てサロン、双子ちゃん(三つ子ちゃん)とそのファミリーが「情報交換・お茶・おしゃべり」ができる場　**入場**＝自由

４月から消防指令センターの運用を開始

担当　消防管理課　☎046（256）2211　FAX046（256）2215

◆ふれあい自然科学クラブ～見て・触れて・感じてみよう！～

とき＝５月10日（日）～平成28年３月６日（日）の原則として土曜または日曜日※夏休み期間は平日開催あり。　**ところ**＝市公民館、県立座間谷戸山公園、県内施設など　**内容**＝生物・植物観察、実験、施設見学などを親子で体験　**対象**＝小学生以上の親子　**定員**＝15組（多数抽選）
参加費＝一組２千円（材料費など）※その他入場料など実費負担あり。
持ち物＝筆記用具など　**申込方法**＝４月24日（金）までに電話、ファクスまたは直接同館へ

北地区文化センター
☎042(747)3361　FAX042(747)8542

◆北地区文化センターにほんご教室

とき＝毎月第１・２・３水曜日午後７時～８時30分、第１・３・４土曜日午前10時～正午※日時を変更することあり。　**内容**＝日本語が母国語でない人たちが初歩的な日本語を学ぶお手伝いをする　**講師**＝座間にほんご教室　**参加費**＝１回100円（資料代）
参加方法＝当日直接同センターへ

◆いきいき会

とき＝４月16日（木）午前10時～正午　**内容**＝桜並木散策（和菓子を買って途中で食べる）　**対象**＝市内在住・在勤者　**参加費**＝200円　**持ち物**＝飲み物　**申込方法**＝４月12日(日)までに電話、ファクスまたは直接同センターへ

◆上手な写真の撮り方とパソコン編集

とき＝①５月９日②16日③23日④30日いずれも土曜日午後１時30分～４時30分（全４回）　**ところ**＝北地区文化センターとその周辺　**内容**＝①デジタルカメラの上手な撮影方法を学ぶ②③④デジタルカメラからパソコンへの取り込み方や写真を編集して写真入りハガキを作る方法を学ぶ
対象＝市内在住・在勤者　**定員**＝16人(多数抽選)　**費用**＝1,540円（テキスト代他）　**持ち物**＝デジタルカメラ、カメラに付属のＵＳＢケーブル、カメラの取扱説明書　**申込方法**＝４月15日（水）までに電話、ファクスまたは直接同センターへ

◆「子育てわくわく学級」自分も子どもも信じよう～ありのままでいいんだよ～

子育て中の仲間と出あう学級です
とき＝①５月15日②22日③29日④６月５日⑤12日⑥19日⑦26日⑧７月３日⑨10日いずれも金曜日午前10時～正午（全９回）　**内容**＝①開講式②立場変われば③図書室で調べてみよう④パパも一年生⑤自分を信じ子どもを信じ⑥ヨガでリラックス⑦答えを探しに⑧簡単ランチ⑨閉講式　**講師**＝りんごの木代表　柴田愛子さん他　**対象**＝幼児をもつ親　**定員**＝25人（多数抽選）　**参加費**＝500円（材料費）　**保育**＝有り（おやつ代他、９回分で一人500円、保育説明会は５月８日（金）　**申込方法**＝４月23日（木）までに電話、ファクスまたは直接同センターへ

東地区文化センター
☎046(253)0781　FAX046(253)0789

◆ひがしのだんだんリビング

とき＝４月３日（金）午前９時45分～正午　**内容**＝乳幼児を持つ保護者の交流、仲間作りの場　**参加方法**＝直接時間内に、親子で同センターへ

図書館
☎046(255)1211　FAX046(252)5704

◆子ども読書の日企画ワークショップ2015

とき＝４月25日（土）午後２時～４時　**ところ**＝講座室　**内容**＝紙と鉛筆で遊ぶゲームを紹介しながら、隣りの人と一緒に遊んでいくワークショップ　**講師**＝児童書作家・おもちゃ作家　杉山亮さん　**定員**＝30人(申込順)　**対象**＝小学生以上（低学年は保護者同伴）　**申込方法**＝電話、ファクスまたは直接同館へ

◆生活困窮者自立支援面接相談員(非常勤職員)

募集人数＝２人　**応募資格**＝パソコン操作（エクセル、ワードなど）ができる社会福祉士資格所持者　**業務内容**＝生活困窮者への相談支援および生活困窮者の早期把握　**勤務期間**＝５月１日～平成28年３月31日　**勤務日時**＝月曜～金曜日の週４日午前９時～午後５時　**時給**＝1,484円　**選考方法**＝面接、健康診断　**応募方法**＝市販の履歴書（写真貼付）に必要事項を記入し、社会福祉士登録証の写しを添えて、４月10日（金）までに、本人が担当へ持参

担当　生活援護課
☎046(252)7125　FAX046(252)7043

善意のともしび

◆市内小学校へ

▽ランドセルカバー1,200枚＝座間ロータリークラブ

◆小学校通学路の安全な横断のために

▽交通安全横断旗1,200本、横断指導旗70本＝神奈川県トラック協会厚木分会座間地区会

みんなの広場

○音声訳基礎講座

とき＝５月12日～７月14日毎週火曜日午前10時～正午（全10回）　**ところ**＝サニープレイス座間（総合福祉センター）　**内容**＝視覚障がい者のために市の広報などを録音する音声訳技術を学ぶ　**対象**＝講座終了後「泉の会」へ入会できる方　**定員**＝20人（申込順）　**参加費**＝無料　**申込方法**＝☎046(266)2002（ボランティアセンター）へ

○ざま弦楽アンサンブル第19回ふれあいコンサート

とき＝４月19日（日）午後２時～４時　**ところ**＝ハーモニーホール座間（市民文化会館）小ホール　**入場**＝自由　**問い合わせ先**＝☎046(251)3850（平尾）へ

○生活支援員募集（障建会）

応募資格＝65歳位までの、知的障害者に理解があり長期働ける方　**勤務内容**＝ホーム利用者の生活支援、緊急時対応　**勤務日時**＝土曜日午後５時～日曜日午前９時　**勤務場所**＝ケアホームいっぽ(入谷１丁目)　**日給**＝12,200円　**問い合わせ先**＝☎046(253)3796（午前10時～午後２時30分にＮＰＯ法人座間市障害者入所施設建設促進会　安藤）へ※調理してくれる方も募集中。

○自衛官募集

種目＝①予備自衛官補(技能・一般)②幹部候補生（一般・技術・歯科・薬剤科）　**応募資格**＝①▽技能：18歳以上で、国家免許・資格などを有する者（資格などの種類により53歳未満～55歳未満の者）▽一般：18歳以上34歳未満の者②▽一般・技術：（ｉ）22歳以上26歳未満（20歳以上22歳未満の者は大卒(見込含))(ⅱ）修士課程修了者等（見込含）で、20歳以上28歳未満の者▽歯科・薬剤科：専門の大卒（見込含）（ｉ）歯科は20歳以上30歳未満の者（ⅱ）薬剤科は20歳以上28歳未満の者　**受付期間**＝①７月１日～９月18日※既に採用予定数を採用した場合、募集をしない場合があります。②５月１日まで
問い合わせ先＝自衛隊相模原地域事務所☎042(755)0694

サークル会員募集

○ＡＢＣサークル

とき＝毎月第１・３水曜日午前10時～正午　**ところ**＝東地区文化センター　**内容**＝日常会話と英語の勉強
対象＝どなたでも　**会費**＝月額２千円、入会金千円　**連絡先**＝☎046(258)1906（山崎）

○琴心流大正琴

とき＝毎月第１・３火曜日午後１時～３時　**ところ**＝立野台コミュニティセンター　**内容**＝大正琴　**対象**＝どなたでも　**会費**＝月額２千円、その他700円　**連絡先**＝☎046(252)7797（諸橋）

４月の相談日（祝・休日を除く）※相談はいずれも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活（訪問販売・多重債務など）	毎週月曜～金曜日午前９時30分～正午と午後１時～３時30分（第２水曜日（８日）は午後のみ	☎046(252)8490（電話相談も可）
弁護士（面談のみ）	８日・14日夜・15日・21日夜・22日・28日夜　毎月第２・第３・第４火曜日午後６時～８時30分　毎月第２・第３・第４水曜日午後１時30分～４時30分	予約制（電話可）受付☎046(252)8218　市役所１階相談室　※１日午前８時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は年間一人につき１回（25分以内）、その他の相談は一人30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。
行政（国に対する要望）	16日　毎月第３木曜日午前９時30分～11時30分	
行政書士（相続・成年後見）	９日・16日　毎月第２・第３木曜日午後１時30分～４時30分	
交通事故	21日　毎月第３火曜日午後１時30分～４時	
税理士	24日　毎月第４金曜日午後１時30分～４時30分	
不動産（取引・契約）	23日　毎月第４木曜日午後１時30分～４時30分	
分譲マンション（近隣・管理組合）	10日　毎月第２金曜日午後１時30分～４時30分（９日まで受け付け）	
市民一般	毎週月曜～金曜日午前９時～午後４時30分	
	担当　広報広聴人権課 ☎046(252)8218	
人権擁護委員（近隣問題など）	７日　今月は第１火曜日午前９時～11時30分	☎046(252)8087
ドメスティックバイオレンス	毎週月曜・火曜・水曜・金曜日午前９時～正午と午後１時～５時15分	市役所１階 広報広聴人権課
	担当　広報広聴人権課 ☎046(252)8483	
住まい探し（高齢者）	21日　偶数月第３火曜日午後１時30分～４時（電話予約制。20日までに（公社）かながわ住まいまちづくり協会☎045(664)6896へ）	市役所４階４－１会議室
	担当　福祉長寿課 ☎046(252)7127	
障がい者就労支援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午と午後１時～３時（予約制（電話可））毎月第３木曜日午前９時～、10時30分～（１日二人までで予約制（電話可））	市役所１階障がい福祉課
	担当　障がい福祉課 ☎046(252)7132	
手話通訳設置	毎週水曜日と金曜日の午前９時～正午	市役所１階障がい福祉課
	担当　障がい福祉課 ☎046(252)7978 FAX046(252)7043	
駐留軍離職者	16日　毎月第３木曜日午前10時～午後３時	市役所４階４－２会議室
	担当　商工観光課 ☎046(252)7604	
児童	毎週月曜～金曜日午前９時30分～11時30分と午後１時～４時（電話可）	市役所２階子育て支援課 ☎046(252)7969
母子・父子家庭	毎週月曜～金曜日午前９時30分～11時30分と午後１時～４時（予約制（電話可））	市役所２階子育て支援課
	担当　子育て支援課 ☎046(252)7201	
青少年	毎週月曜～金曜日午前９時～午後４時	青少年センター１階 青少年相談室
	担当　青少年相談室 ☎046(256)0907	
教育	毎週月曜～金曜日午前10時～午後４時	市役所５階教育研究所
子どもいじめホットライン	毎週月曜～金曜日午前８時30分～午後６時（電話のみ）	☎046(259)2164
	担当　教育研究所 ☎046(259)2164	
就学（障がい児対象）	毎週月曜～金曜日午前８時30分～正午 午後１時～４時（予約制（電話可））	市役所５階教育指導課　担当　教育指導課 ☎046(252)8732

座間市役所　〒252-8566　神奈川県座間市緑ケ丘一丁目１番１号（郵便物は、郵便番号と「座間市役所＋課名」を記入することで届きます）
☎046(255)1111(代)　FAX046(255)3550　URL http://www.city.zama.kanagawa.jp/　http://www.city.zama.kanagawa.jp/m/
◆開庁時間　月曜日〜金曜日（祝・休日と年末年始を除く）午前８時30分〜午後５時15分
※第２・第４土曜日の午前中も一部業務を行っています。
問い合わせは、特に記載がなければ、開庁時間内にお願いします。

5月4日・5日座間市大凧まつり 大凧の引き手とわんぱく相撲出場者募集

大凧の引き手体験

13メートル四方約１トンの大凧を掲揚するには約100人の力が必要です。大凧保存会とともに大凧を掲揚する引き手の皆さんを募集します。

○**と　き**　５月５日（火）午前10時〜午後３時（天候や風向きにより変更・中止あり）
○**ところ**　相模川グラウンド
○**対　象**　18歳〜50歳の方
○**参加費**　無料
○**定　員**　15人（申込順）
○**申込方法**　４月15日（水）までに電話またはファクスで担当へ

大凧の掲揚には多くの方の協力が必要です

わんぱく相撲座間場所の出場者募集

大凧まつりの会場で開催される「第31回わんぱく相撲座間場所」の出場者を募集します。

元気いっぱいの子どもたち

○**と　き**　５月４日（月）午前８時30分〜午後４時
○**ところ**　相模川グラウンド特設土俵（雨天時は座間小学校体育館）
○**対　象**　市内または市近郊に在住・在学する小学生の男子
○**定　員**　200人（申込順）
○**申込方法**　４月23日（木）までに座間青年会議所ホームページ（http://zama-jc.or.jp/）からダウンロードした申込書に必要事項を記入し、〒252-0024座間市入谷５－1858－１座間青年会議所事務局宛てに郵送（必着）またはファクスで問い合わせ先へ
○**問い合わせ先**　座間青年会議所事務局　☎090(8304)9058（大久保）　FAX046(253)2392

担当　大凧まつり実行委員会事務局（商工観光課内）　☎046(252)7604　FAX046(255)3550

食生活改善推進員養成講座

市では、食生活改善や公衆衛生に関する知識と技術を習得し、地域の健康づくりを推進する、ボランティア養成の講座を開催します。８割を超える講座を受講した方には、修了証書を交付し、食生活改善推進員として活動してもらいます。

○**講座日程**

日　程	時　間	日　程	時　間
５月28日	A	10月１日	C
６月４日	B	10月29日	D
７月９日	B	11月12日	C
８月６日	B	11月19日	E
９月10日	F	12月10日	B
		平成28年１月21日	A

A＝午後２時〜４時　B＝午前10時〜午後２時　C＝午後１時30分〜午後４時　D＝午前10時〜午後４時　E＝午前10時〜午後１時　F＝午前中（時間未定）
※曜日はいずれも木曜日です。
※この他に７月〜11月の午前中（約２時間）に講座があります。

○**ところ**　市民健康センター
○**対　象**　継続的な出席が可能で、修了後にボランティアとして活動可能な方
○**定　員**　20人（申込順）
○**受講料**　無料（材料・資料代など一部自己負担）
○**申込方法**　５月21日（木）までに電話または直接担当へ

担当　健康づくり課　☎046(252)7225　FAX046(255)3550

平成27年度あすなろ大学入学希望者募集

あすなろ大学とは、受講者自身が楽しい学びと仲間づくりを目指すシニアの生涯学習学級です。同大学は受講生で組織する「あすなろ会」が企画・運営し、調べ学習、時事講座、郷土学習などに取り組みます。

○**開講期間**　５月22日〜平成28年３月18日（予定）原則毎週金曜日午後１時30分〜３時30分
○**ところ**　東地区文化センター、図書館他
○**対　象**　60歳以上で年間を通じて講座に出席できる方
○**定　員**　30人程度（申込順）
○**受講料**　無料（別途「あすなろ会」会費年額千円）
○**申込方法**　下記入学説明会参加後に電話、ファクスまたは直接担当へ（入学説明会に参加できない方は担当へ連絡）

◆**入学説明会**
○**と　き**　４月17日（金）午後１時30分〜３時30分
○**ところ**　東地区文化センター
○**内　容**　あすなろ大学の説明と新入生の応募受付
○**申込方法**　電話、ファクスまたは直接担当へ

担当　東地区文化センター　☎046(253)0781　FAX046(253)0789

進めています！市民と共につくる協働のまち

平成27年度 相互提案型協働事業が決定

平成27年度相互提案型協働事業は、次の４事業に決定しました。

◆**市民活動団体提案型協働事業**

事業名	内　容	市民団体・行政担当
水と緑の風広場「観光スポット水仙花壇造り」事業	広場の花壇造りと緑化ボランティアの普及推進	団体　花を咲かそうボランティアの会 行政　公園緑政課
市民こころのバリアフリー（心の健康問題普及啓発）及びハート・コミュニティ事業	心身の健康問題の関心を促すための講座開催と共生の社会を目指すために、出会いと交流の場を提供	団体　特定非営利活動法人きづき 行政　障がい福祉課、健康づくり課
避難所運営委員会設置・運営支援事業	災害避難所を円滑に設ける為のハンドブック作成と運営委員会の設置	団体　ざま災害ボランティアネットワーク 行政　安全防災課

◆**市提案型協働事業**

事業名	内　容	市民団体・行政担当
座間中学校緑化推進事業	地域ボランティアと協力し、校庭の一部を芝生化	団体　座間中学校地域交流協議会 行政　教育総務課

市民協働推進条例を制定

市では、「協働」の考え方や目標を定めた条例を制定しました。この条例では、「多様な協働」という取り組みを定め、より多くの方と協働する機会を増やすことを目指しています。

担当　市民協働課　☎046(252)8035　FAX046(255)3550

避難所開設訓練 実施希望団体募集！

避難所の寝心地を体験する参加者

大規模災害が発生した際に開設される「避難所」は行政と地域住民が協働して運営します。市では、円滑な避難所の開設・運営ができるように避難所開設訓練を行っています。昨年度は、相模野小学校、西中学校、東中学校、東原コミュニティセンターで302人が、避難所の受け入れ・仮設トイレ設置・応急手当訓練・炊き出しなど実践的な訓練を行い、災害対応講座を受講しました。

市では、市とともに避難所開設訓練に取り組む自治会や自主防災組織などの団体を随時募集しています。訓練の参画を希望する団体は担当へご連絡ください。

担当　安全防災課　☎046(252)7395　FAX046(252)7773

４月12日（日）は神奈川県議会議員・県知事選挙の投票日です。

担当　選挙管理委員会事務局　☎046(252)8481　FAX046(255)3550